

○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2713 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後			現行		
別表（第 3 関係）			別表（第 3 関係）		
交付対象事業		国費率	交付対象事業		国費率
区分	事業種類		区分	事業種類	
実施要綱第 2 の 1 の長寿命化対策に該当するもの	ア 水利整備施設	1～3 （略） 4 中山間地域等（離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、半島（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基	実施要綱第 2 の 1 の長寿命化対策に該当するもの	ア 水利整備施設	1～3 （略） 4 中山間地域等（離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、半島（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の

		<p>盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）<u>急傾斜畑地帯</u>（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）<u>又は指定棚田地域</u>（<u>棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。</u>）をいう。以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>5 （略）</p> <p>（略）</p>			<p>促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）<u>又は急傾斜畑地帯</u>（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）<u>をいう。</u>以下同じ。）において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</p> <p>5 （略）</p> <p>（略）</p>
<p>実施要綱第2の2の防災減災対策に該当するもの</p> <p>(1) 自然災害等対策</p>	<p>イ～オ （略）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 農業用排水施設整備</p> <p>(ア)・(イ) （略）</p> <p><u>(ウ) 地震による被害が生じた場合に、施設周辺地域への影響が大きい農業用排水施設の耐震改修</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>1 50%</u></p> <p><u>2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、80%</u></p> <p><u>3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</u></p> <p><u>4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%</u></p>	<p>実施要綱第2の2の防災減災対策に該当するもの</p> <p>(1) 自然災害等対策</p>	<p>イ～オ （略）</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 農業用排水施設整備</p> <p>(ア)・(イ) （略）</p> <p>[新設]</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>[新設]</p>

		<p>オ～キ (略)</p> <p>ク 水質保全対策</p>	<p>(略)</p> <p><u>実施要領別表 2-1 の区分 1 から区分 3 までの事業にあっては、</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% <p><u>実施要領別表 2-1 の区分 4 の事業にあつては、</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、60% <p><u>ただし、特定既存単独処理浄化槽からの転換に伴う当該浄化槽の撤去とこれに伴い必要となる接続管路の整備に要する費用の交付額は、特定既存単独処理浄化槽 1 基当たり次の式により算出された額とする。</u></p> <p><u>交付限度額 = 30 万円 × 50%</u></p> <p><u>なお、沖縄県及び奄美群島については、以下の式により算出した額を超えないものとする。</u></p>			<p>オ～キ (略)</p> <p>ク 水質保全対策</p>	<p>(略)</p> <p>[新設]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 50% 2 沖縄県において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、75% 3 奄美群島において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3 4 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% <p>[新設]</p>
--	--	--------------------------------	---	--	--	--------------------------------	---

地域	算出方法
沖縄県	交付限度額=30万円× 75%
奄美群島	交付限度額=30万円× 60%

												<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県</td> <td>交付限度額=30万円× 75%</td> </tr> <tr> <td>奄美群島</td> <td>交付限度額=30万円× 60%</td> </tr> </tbody> </table>	地域	算出方法	沖縄県	交付限度額=30万円× 75%	奄美群島	交付限度額=30万円× 60%
												地域	算出方法					
沖縄県	交付限度額=30万円× 75%																	
奄美群島	交付限度額=30万円× 60%																	
(2) 危機管理対策	ケ～シ (略)	(略)	1 50% <u>(ただし、ため池において行うもの にあつては、令和2年度迄は定額)</u> 2 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% <u>(た だし、ため池において行うものにあつて は、令和2年度迄は定額)</u>	(2) 危機管理対策	ケ～シ (略)	(略)	1 50% 2 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55%	ア 危機管理システム等整備 イ <u>安全確保対策</u>										
(3) ため池防災環境整備	ア 緊急的な防災対策	1 50% (ただし、 <u>令和2</u> 年度迄は定額) 2 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% (た だし、 <u>令和2</u> 年度迄は定額)	(略)	(3) ため池防災環境整備	ア 緊急的な防災対策	1 50% (ただし、 <u>平成32</u> 年度迄は定額) 2 中山間地域等において行うものにあつては、1の規定にかかわらず、55% (た だし、 <u>平成32</u> 年度迄は定額)	イ・ウ (略)	(略)										
実施要綱第2の3 のため池の保全・避難対策に該当するもの (1) ため池の保全・避難対策	ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化	1 50% (ただし、 <u>令和2</u> 年度迄は定額)		実施要綱第2の3 のため池の保全・避難対策に該当するもの (1) ため池の保全・避難対策	ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化	1 50% (ただし、 <u>平成32</u> 年度迄は定額)												

	(ア) (略)	1 50% (ただし、 <u>令和2</u> 年度迄は定額) 2 (略)
	(イ) (略)	1 50% (ただし、 <u>令和2</u> 年度迄は定額) 2 (略)
	ウ 減災対策の実施	1 50% (ただし、 <u>令和2</u> 年度迄は定額) 2 (略)

	(ア) (略)	1 50% (ただし、 <u>平成32</u> 年度迄は定額) 2 (略)
	(イ) (略)	1 50% (ただし、 <u>平成32</u> 年度迄は定額) 2 (略)
	ウ 減災対策の実施	1 50% (ただし、 <u>平成32</u> 年度迄は定額) 2 (略)

別記様式第1号(第4関係)

〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付申請書

(中略)

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 (略)

2 事業の内容及び計画

区 分	事業実施 期 間	事 業 内 容	備 考
〇〇地区	〇〇 ～ 〇〇		事業実施主体：

別記様式第1号(第4関係)

平成〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付申請書

(中略)

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 (略)

2 事業の内容及び計画

区 分	事業実施 期 間	事 業 内 容	備 考
〇〇地区	<u>H</u> 〇〇 ～ <u>H</u> 〇〇		事業実施主体：

△△地区	〇〇 ～ 〇〇		事業実施主体：
------	---------------	--	---------

△△地区	H〇〇 ～ H〇〇		事業実施主体：
------	-----------------	--	---------

- 3 (略)
 4 事業完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
 5 収支予算

- (1) 収入の部 (表略)
 (2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 長寿命化対策 (1) 長寿命化対策 (中略)	円	円	円	円	
2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 (中略) (2) 危機管理対策 危機管理システム等整備 [削る。]					
3 ため池防災環境整備 (1) ため池の保全・避難対策 (中略)					
合 計					

(中略)

別紙
(表略)

- 3 (略)
 4 事業完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 5 収支予算

- (1) 収入の部 (表略)
 (2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 長寿命化対策 (1) 長寿命化対策 (中略)	円	円	円	円	
2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 (中略) (2) 危機管理対策 危機管理システム等整備 <u>安全確保対策</u>					
3 ため池防災環境整備 (1) ため池の保全・避難対策 (中略)					
合 計					

(中略)

別紙
(表略)

<p>(注) 1～3 (略)</p> <p>4 交付対象事業の事業種類欄には以下の内容によって記入すること。</p> <p>対策種類が長寿命化対策の場合は、水利施設整備、機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が自然災害対策の場合は、ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策、利活用保全、機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が危機管理対策の場合は、危機管理システム等整備<u>と</u>記入すること。</p> <p>対策種類がため池防災環境整備の場合は、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去、ハード整備の着手促進のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類がため池の保全・避難対策の場合は、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>(注) 5～8 (略)</p>	<p>(注) 1～3 (略)</p> <p>4 交付対象事業の事業種類欄には以下の内容によって記入すること。</p> <p>対策種類が長寿命化対策の場合は、水利施設整備、機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が自然災害対策の場合は、ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策、利活用保全、機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類が危機管理対策の場合は、危機管理システム等整備、<u>安全確保対策のいずれか該当する対策</u>を記入すること。</p> <p>対策種類がため池防災環境整備の場合は、緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去、ハード整備の着手促進のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>対策種類がため池の保全・避難対策の場合は、ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施のいずれか該当する対策を記入すること。</p> <p>(注) 5～8 (略)</p>
<p>別記様式第2号(第8関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金変更等承認申請書 (中略)</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)し【交付金〇〇〇円の追加交付(減額承認)を受け】たいので、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。 (以下略)</p>	<p>別記様式第2号(第8関係)</p> <p><u>平成</u>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金変更等承認申請書 (中略)</p> <p><u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)し【交付金〇〇〇円の追加交付(減額承認)を受け】たいので、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第8の規定に基づき申請する。 (以下略)</p>
<p>別記様式第3号(第11関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金概算払請求書 (中略)</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、【農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第12の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】</p> <p>【また、併せて】同要綱第11の規定により、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。</p>	<p>別記様式第3号(第11関係)</p> <p><u>平成</u>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金概算払請求書 (中略)</p> <p><u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、【農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第12の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】</p> <p>【また、併せて】同要綱第11の規定により、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。</p>

<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>
<p>別記様式第4号(第12関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金遂行状況報告書</p> <p>(中略)</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第12の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>別記様式第4号(第12関係)</p> <p><u>平成</u>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金遂行状況報告書</p> <p>(中略)</p> <p><u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第12の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。</p> <p>(以下略)</p>
<p>別記様式第5号(第13第1項関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金実績報告書</p> <p>(中略)</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業用水等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。</p> <p>【また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。】</p> <p>(以下略)</p>	<p>別記様式第5号(第13第1項関係)</p> <p><u>平成</u>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金実績報告書</p> <p>(中略)</p> <p><u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農業用水等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。</p> <p>【また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。】</p> <p>(以下略)</p>
<p>別記様式第6号(第13第3項関係)</p> <p>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金の消費税仕入控除税額報告書</p> <p>(中略)</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があった事業について、農業水路等長寿命化・防災減災対策事業交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適正化法第15条の交付金等の額の確定額 金 円 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別記様式第6号(第13第3項関係)</p> <p><u>平成</u>〇〇年度農業水路等長寿命化・防災減災<u>対策</u>事業交付金の消費税仕入控除税額報告書</p> <p>(中略)</p> <p><u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があった事業について、農業水路等長寿命化・防災減災対策事業交付金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 適正化法第15条の交付金等の額の確定額 金 円 (<u>平成</u>〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)</p> <p>(以下略)</p>

<p>記様式第7号（第18関係）</p> <p style="text-align: center;">財 産 管 理 台 帳</p> <p style="text-align: center;">事業主体名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地区名</td> <td style="width: 10%;">地区</td> <td style="width: 15%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 50%;">農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金</td> </tr> </table> <p>（以下、表略）</p> <p>（注）1～4 （略）</p>	地区名	地区	事業実施年度	年度	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金	<p>別記様式第7号（第18関係）</p> <p style="text-align: center;">財 産 管 理 台 帳</p> <p style="text-align: center;">事業主体名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">地区名</td> <td style="width: 10%;">地区</td> <td style="width: 15%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">平成</td> <td style="width: 10%;">年度</td> <td style="width: 50%;">農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金</td> </tr> </table> <p>（以下、表略）</p> <p>（注）1～4 （略）</p>	地区名	地区	事業実施年度	平成	年度	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金
地区名	地区	事業実施年度	年度	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金								
地区名	地区	事業実施年度	平成	年度	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金							
<p>別記様式第8号（第19関係）</p> <p>〇〇年度 （以下略）</p>	<p>別記様式第8号（第19関係）</p> <p>平成〇〇年度 （以下略）</p>											

附 則

- 1 この通知は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。